

平成19年海事代理士口述試験問題及び模範解答

注意：口述試験の問題についてはテーマです。試験官は、このテーマに沿って出題し、解答例を念頭に置いた質問を実施しました。

【船舶法】

凡例：「法」とは、船舶法をいう。

「則」とは、船舶法施行細則をいう。

「登令」とは、船舶登記令をいう。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶が譲渡された場合の手續について
(法10、11条、則31、35条、登令4条)

解答例

- ① 新たな所有者（譲受人）は、譲渡人と共同して、
- ② 船籍港を管轄する登記所に、
- ③ 所有権移転の登記を申請しなければならない。
- ④ 登記後、管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ⑧ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手續について
(法4、5条、登令4条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 日本国内に船籍港を定め、
- ③ 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ④ 当該船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
(→測度実施→船舶件名書謄本等交付)
- ⑤ その後、船籍港を管轄する登記所に、
- ⑥ 当該船舶の所有権の保存登記を申請しなければならない。
(→登記→登記済証交付)
- ⑦ 登記後、管海官庁に、
- ⑧ 当該船舶の登録を申請しなければならない。
(→登録→船舶国籍証書交付)

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手続について（法 9、10、11 条、則 31、35 条）

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ③ 総トン数の改測を申請しなければならない。
（→改測→総トン数計算書謄本、変更事項通知書）
- ④ その後、管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
（→管海官庁から船籍港を管轄する登記所に船舶表示変更登記を嘱託）
- ⑧ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 仮船舶国籍証書の交付を受けられる場合について（法 13、15、16、17、19 条）

解答例

- ① 外国の港に碇泊中に、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書が滅失若しくは毀損し、又は記載事項に変更があった場合。
- ② 外国に航行する途中に、上記①の事由が生じた場合。
- ③ 日本国内において、船舶を取得した地を管轄する管海官庁の管轄区域外に船籍港を定める場合。
- ④ 外国において船舶を取得した場合。
- ⑤ 仮船舶国籍証書の有効期間を超え、やむを得ない事由がある場合。

問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について（法 5 条ノ 2）

解答例

- ① 船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から、
- ② 総トン数 100 トン以上の鋼製船舶は 4 年を、
- ③ 総トン数 100 トン未満の鋼製船舶は 2 年を、
- ④ 木製船舶は 1 年を、
- ⑤ 経過した後、国土交通大臣の定める期日（又は船籍港を管轄する管海官庁により延期された期日）。

問 日本船舶の国籍要件について（法 1 条）

解答例

- ① 官公庁船（国又は地方公共団体の所有する船舶）
- ② 日本人の所有する船舶
- ③ 日本の法令で設立された会社であって、当該会社の代表者（代表取締役）の全員及び業務を執行する役員（代表取締役を含む取締役）の 3 分の 2 以上の者

が日本人であるものの所有する船舶。

- ④ 日本の法令で設立された法人（会社を除く。）であって、当該法人の代表者の全員が日本人であるものの所有する船舶。

問 窓口において登録事項証明書の交付を申請する場合の手数料の納付方法について
(則 51 条)

解答例

- ① 申請書に、
- ② 手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 窓口において船舶原簿の閲覧を申請する場合の手数料の納付方法について
(則 51 条)

解答例

- ① 申請書に、
- ② 手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 窓口において船籍港の変更を申請する場合の手数料の納付方法について(則 49 条)

解答例

- ① 手数料納付書に、
- ② 船舶の名称、登録の区分及び手数料額を記載し、
- ③ 手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 信号符字を点附する船舶について (則 18 条)

解答例

- ① 総トン数 100 トン以上の船舶。
- ② 総トン数 100 トン未満の船舶で、船舶所有者から申請のあったもの。

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合について
(法 14 条、則 35、36 条)

解答例

- ① 船舶登録を抹消した場合。
- ② (記載事項変更又は毀損による) 船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合。
- ③ (外国の港で碇泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項変更により) 仮船舶国籍証書の交付を受けた場合。

問 仮船舶国籍証書の有効期間について (法 17、18 条、則 38 条)

解答例

- ① 外国において交付する場合は 1 年以内で、
- ② 国内において交付する場合は 6 ヶ月以内で、

- ③ 船籍港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けることができる期間を標準として管海官庁が定める期間（ただし、船舶が船籍港に到着したときは、有効期間満了前でも効力を失う。）。

【船舶安全法】

問 製造検査が義務付けられているのはどのような船舶であるか述べてよ。(法6条①)

解答例

- * 本法施行地において製造する長さ30メートル以上の船舶

問 船舶安全法第6条第3項に基づく検査(予備検査)とはどのような検査か述べてよ。
(法6条③④、則22条)

解答例

- * 法第2条第1項に掲げる物件であって、命令で定めるものは船舶の特定前であっても検査を受けることができる、検査の合理化制度である。本検査は、船舶所有者または船舶の製造者以外のものであっても受検することができ、合格した事項については、法第5条等に基づく検査が省略される。

問 船舶安全法に基づき小型船舶に関する事務を行う検査機関の名称を述べてよ。
(法7条の2①、法25条の2)

解答例

- * 小型船舶検査機構(日本小型船舶検査機構又はJCIでも可)

問 国際航海に従事する長さ24メートル以上の一般貨物船が定期的に受けなければならない中間検査の種類及びその中間検査を受検する時期を述べてよ。(則18条②)

解答例

- * (検査の種類) (検査の時期)
第二種中間検査 : 検査基準日の前後3カ月以内
第三種中間検査 : 定期検査又は第3種中間検査に合格した日からその日から帰算して36月を経過する日までの間

問 臨時変更証はどのようなときに交付されるか述べてよ。(則38条②)

解答例

- * 船舶検査証書の書換申請があった場合において、その変更が臨時的なものであるとき書換に代えて交付される。

【船員法】

凡例：「法」とは、船員法をいう。

「則」とは、船員法施行規則をいう。

問 船員法に規定する「海員」の定義を述べよ。(法2条①)

解答例

- * 海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

問 船員法に規定する「予備船員」の定義を述べよ。(法2条②)

解答例

- * 予備船員とは、船員法第1条第1項に規定する船舶（日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶）に乗り組むため雇ようされている者で船内で使用されていないものをいう。

問 船員が雇入契約を解除することができるのはどのような場合か。2つ述べよ。

(法41条①)

解答例

- ① 船舶が雇入契約の成立の時における国籍を失ったとき。
- ② 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- ③ 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- ④ 船員が国土交通省令の定めるところにより（学校教育法による学校、(独)海技教育機構または(独)水産大学校）教育を受けようとするとき。

問 外国人の受有する船員手帳の有効期間について述べよ。(則35条②)

解答例

- * 有効期間は5年。ただし、地方運輸局長が5年以内の期間を定めた場合においてはその期間。

問 船員法第64条第2項（特別労働）又は同法第64条の2（労使協定時間外労働）により海員を法定労働時間外において作業に従事させる場合であっても、超えてはならない海員の1日当たりの労働時間の限度、及び、1週間当たりの労働時間の限度について述べよ。(法65条②)

解答例

- * 1日当たりの労働時間の限度は14時間、1週間当たりの労働時間の限度は72時間。

問 船員法の労働時間に関する規定が適用されない者を2つ挙げよ。(法72条等)

解答例

- ① 甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者
- ② その他①に準ずる者で国土交通省令で定めるもの（事務長）
- ③ 医師
- ④ 専ら看護に従事する者
- ⑤ 船長

問 船員法の有給休暇の規定が適用されない船舶について、2つ挙げよ。（法 79 条）

解答例

- ① 漁船
- ② 船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶（家族船）

問 年少船員の労働を禁止している夜間の具体的な時間帯について述べよ。（法 86 条）

解答例

* 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させてはならない。

ただし、国土交通省令の定める場合（船舶が高緯度の海域にあつて昼間が著しく長い場合及び所轄地方運輸局長の許可を受けて、海員を旅客の接待、物品の販売等軽易な労働に専ら従事させる場合）においてこれと異なる時刻の間において午前0時前後にわたり連続して九時間休息させるときは、この限りでない。

問 妊産婦の船員の1日当たりの労働時間について述べよ。（法 88 条の2の2）

解答例

* 妊産婦の船員の1日当たりの労働時間は8時間以内。

問 常時10人以上の船員を使用する船舶所有者が就業規則を作成する際に、必ず記載することが義務づけられている事項はなにか。2つ挙げよ。（法 97 条①）

解答例

- ① 給料その他の報酬
- ② 労働時間
- ③ 休日及び休暇
- ④ 定員

【船舶職員及び小型船舶操縦者法】

凡例：「法」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をいう。

「令」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令をいう。

「則」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則をいう。

問 定義について（法 2 条②③、法 2 条④、則 2 条の 7）

解答例

- * 船舶職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士
- * 小型船舶とは
 - ① 総トン数 20 トン未満の船舶
 - ② 総トン数 20 トン以上の船舶のうち一人で操縦を行う構造の船舶で、スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する長さ 24 メートル未満の船舶

問 法が適用除外となる船舶について（則 2 条②）

解答例

- * 長さ 3 メートル未満及び推進機関の出力 1.5 キロワット未満の船舶 など

問 海技試験（小型船舶操縦士試験）について（法 23 条の 9 ②、則 29 条、則 37 条①、則 52 条、則 53 条、則 143 条⑩、則 98 条、小型船舶操縦士試験機関を指定した件（告示；平成 3 年運輸省第 396 号））

解答例

- * 海技試験を受けるための乗船履歴として認めないものは、試験開始期日からさかのぼり、15 年を超える前の履歴 など
- * 海技試験の申請書類は、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出
- * 手数料の納付は、手数料に相当する額の収入印紙（又は領収証書）を貼付した納付書にて提出
- * 海技試験の筆記試験合格の有効期間は、筆記試験合格日から 15 年まで
- * 海技試験の筆記試験科目免除証明書の有効期間は、筆記試験開始期日から 2 年
- * 一級小型船舶操縦士試験を受験できる年齢は、17 歳 9 月以上
- * 小型船舶操縦士試験の申請書の提出先は（財）日本海洋レジャー安全・振興協会（指定小型船舶操縦士試験機関は（財）日本海洋レジャー安全・振興協会）
- * 小型船舶操縦士試験は、身体検査、学科試験及び実技試験

問 海技免許（操縦免許）について（法 4 条③、法 6 条①、法 23 条の 4、法 17 条の 2 ①（法別表第一））

解答例

- * 海技免許講習の種類は、レーダー観測者講習、救命講習、消火講習、航海英語講習など
- * 海技免許の申請は、申請者が試験に合格した日から1年以内になければならない
- * 三級海技士（航海・機関）の免許を与えない年齢は、18歳未満
- * 特殊小型船舶操縦士の免許を与えない年齢は、16歳未満

問 海技免状（操縦免許証）の有効期間の更新手続き等について（法7条の2①③、則9条の3、則9条の5①、則9条の5の3、則79条）

解答例

- * 海技免状（操縦免許証）の有効期間は5年
- * 更新申請ができる期間は、有効期間が満了する日以前1年以内
- * 更新要件は、
 - ①身体適性基準を満たす
 - ②乗船履歴を有する者又は更新講習の課程を修了した者 など
- * 海技免状の更新に必要な乗船履歴は、総トン数20トン以上の船舶に船舶職員として1年以上乗り組んだ履歴 など
- * 更新講習は、更新の申請をする日以前3月以内に修了していなければならない
- * 更新期間前に更新の申請ができる場合は、
 - ① 本邦以外の地に更新期間の全期間を通じて滞在する者の場合
 - ② 二以上の海技免状受有者で、一の海技免状が則9条の5による更新申請ができる場合 など

問 海技免状（操縦免許証）の失効再交付の手続きについて（則9条の6、則9条の7）

解答例

- * 失効再交付の要件は、
 - ①身体適正基準を満たす
 - ②失効再交付講習の課程を修了した者

問 海技士（通信・電子通信）に係る免許が失効する場合（法8条②）

解答例

- * 電波法第41条の規程による無線従事者の免許又は船舶局無線従事者証明が取り消された場合

問 二級小型船舶操縦士の資格を有する者が航行することができる区域

（令別表第二備考2、則128条）

解答例

- * 沿海区域のうち各海岸から5海里以内の水域 など

問 小型船舶操縦者以外の乗船（機関長の乗船）

（法 23 条の 35 ①、令 11 条①、則 125 条）

解答例

- * 沿海区域の境界からその外側 80 海里以遠の水域（海岸から 100 海里以遠）を航行する場合 など

問 海技免許の限定の種類（法 5 条②～⑥）

解答例

- * 履歴限定、（船橋・機関）当直限定、機関限定 など

問 操縦免許の限定の種類（法 23 条の 3 ②、法 23 条の 11（法 5 条⑥準用）、則 68 条、則 69 条）

解答例

- * 技能限定、設備等限定 など

問 平成 15 年 6 月以前の免許について（法 14 年経過措置政令 1 条）

解答例

- * 旧四級小型船舶操縦士の免許は、現在、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士とみなされる

問 海技免許の取消し等を行うことができる場合（法 10 条）

解答例

- * 船舶職員及び小型船舶操縦者法又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき
- * 船舶職員としての職務又は小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法その他の他の法令に違反したとき など

問 乗組み基準の特例が認められる場合（法 20 条、則 63 条）

解答例

- * 船舶が特殊の構造又は装置を有していること
- * 航海の態様が特殊であること など

問 小型船舶操縦者の遵守事項（法 23 条の 36）

解答例

- * 酒酔い等操縦の禁止
- * 自己操縦義務
- * 危険操縦の禁止
- * 船外への転落に備えた措置（救命胴衣の着用） など